

## 定額減税とは

- 2024年6月以降、各従業員の給与/賞与等において住民税と所得税が減税されます。

### 所得税

- 令和6年6月1日時点で国内に居住中、かつ甲欄適用者\*である従業員に対して、以下の金額が所得税から減税されます。

**扶養控除等申告書**を提出している給与所得者

- 給与/賞与等の支給対象者本人 : 3万円
- 本人の**同一生計配偶者**または**扶養親族** : 1人につき3万円

日本に居住している方に  
に限ります。

↑16歳未満の扶養親族も含めます。

### 住民税

- 令和6年1月1日時点で国内に居住しており、かつ令和5年の年収が2,000万円以下の従業員に対して、以下の金額が令和6年度住民税\*のうち所得割から減税されます。

- 給与/賞与等の支給対象者本人 : 1万円
- 本人の**控除対象配偶者**または**扶養親族** : 1人につき1万円

日本に居住している方に  
に限ります。

↑16歳未満の扶養親族も含めます。

# 扶養親族について

**令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日	年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	あなたの住所	配偶者の有無
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所（郵便番号）		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたの氏名 生年月日	令和6年分の所得の見額	非居住者である親族 生計を一にする事実 （該当する場合は0円を付けてください）	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者（注1）						
生たる給身から控除を受ける B 控除対象親族 （16歳以上） （※21.1.2以後発生）	1		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 障害者 障害者 35万円以上の支払		
	2		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 障害者 障害者 35万円以上の支払		
	3		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 障害者 障害者 35万円以上の支払		
	4		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 障害者 障害者 35万円以上の支払		

障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	住所又は居所	異動月日及び事由

16歳未満の扶養親族（※21.1.2以後発生）

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由

**【配偶者について】**

- ・ 配偶者は同居が条件
- ・ 本人の収入が90万超のため、所得税法上は配偶者控除が受けられない場合でも、配偶者の所得が48万以下の場合には定額減税の控除が受けられます。

**【扶養親族について】**

- ・ 扶養親族は国内居住が条件
- ・ 所得税法上は海外居住でも扶養家族としてカウントできるが、定額減税では対象外になります。

通常の給与計算では、16歳未満の扶養親族はカウントしないが、定額減税ではカウントされます。